

令和8年2月9日

ドローンレンタルに係る債権者の皆様へ

破産者 株式会社ドローンネット
破産管財人弁護士 本山正人

お知らせ

(ドローンの処分について)

破産者は、レンタルドローン事業として、顧客との間で小型ドローンの売買契約書及び賃貸借（レンタル）契約書を締結するなどして、形式上は顧客に所有権を移転した小型ドローンを賃借することにより、多数の小型ドローンを占有・管理していました。これらの小型ドローンの処分方針について、以下のとおり債権者の皆様にお知らせいたします。

- 1 破産者は、顧客に販売するために多数の小型ドローン（SKYFIGHT-X、SKYSELFIE等）を仕入れており、顧客に売却後も実際に引き渡すことなく、またレンタル期間満了後にはその多くを返却することのないまま外部倉庫やデータセンターに保管していました。これら小型ドローンについて、債権者の皆様からは、所有権を放棄するというご通知を頂く一方で、返還のご要望もいただきましたので、破産管財人において小型ドローンに関する権利関係や保管状況等を調査したところ、おおむね以下のとおりであることが判明しました。
 - ① 顧客との間の契約書には商品名及び数量が記載されているのみであり、対象物件を特定する記載がないこと
 - ② 顧客に対して交付される支払報告書には、破産者が割り当てた管理用の番号が記載されており、破産者が使用していた契約管理用のデータベースにも上記管理用の番号が入力されているが、ドローン本体や梱包用の箱等には当該番号の記載がなく、当該番号とドローン実機は関連付けて保管されていないこと
 - ③ 破産者が仕入れたドローンは直接外部倉庫に納入され、同所で保管されているが、外部倉庫において破産者が顧客ごとに分別して保管していた形跡がないこと
 - ④ 破産者は、顧客に対し、レンタル期間満了時にドローンの返却を希望するかを確認し、全部または一部の返却を希望する顧客に対してその希望に応じた数量のドローンを引き渡していたが、実際に返却するまでの間はドローンを顧客ごとに分別して管理することはなかったこと

- 2 上記の契約書の記載や小型ドローンの保管状況、管理体制等からすれば、レンタルドローン事業においては、売買契約を締結したとしても目的物の特定がなされておらず、未だ所有権は顧客に移転しておらず、破産者に帰属しているものと評価せざるを得ません。
 - 3 破産者は、小型ドローンの大半を外部倉庫で保管しており、毎月約 130 万円の倉庫料が発生しています。また、その余についても賃借物件であるデータセンターで保管しています。したがって、これ以上の破産財団の負担を避けるためには、速やかに小型ドローンを処分する必要があります。
 - 4 以上のとおり、ドローンレンタル事業においては、小型ドローンの所有は顧客に移転しておらず破産会社に帰属していると評価できるため、裁判所の許可を得た上で、破産管財人において処分することといたします。
- 小型ドローンの引渡しを求めてこられた債権者の皆様には誠に申し訳ございませんが、ご理解のほどお願い申し上げます。